

松高第 1 1 5 5 号
平成 2 5 年 1 2 月 9 日

指定居宅介護支援事業所 様
松原市地域包括支援センター 様

松原市健康部高齢介護課

指定（介護予防）福祉用具貸与理由書及び
軽度者の車いす貸与について（通知）

平素は本市、介護行政にご協力いただきありがとうございます。
標記の件について、以下の通りの取扱いとしてまいりますので、ご周知
いただけますようお願いいたします。

記

介護保険法等の改正及び例規の見直し等に伴い、指定福祉用具貸与の種目として自動排泄処理装置を、別添のとおり「指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」（以下、「理由書」という。）に追記いたしました。つきましては、今後貴事業所において理由書を作成される場合は、新様式を使用して頂きますようお願いいたします。

また、介護給付適正化事業の一環として、現在理由書の提出が不要となっている「車いすの貸与」に疑義が生じております。大阪府下におきましても、本市は特に利用状況が高くなっていることを踏まえ、今一度適切な取扱いがなされているかご確認いただけますよう、お願いいたします。

【問合せ】

松原市高齢介護課
認定係 木村・石本
電話 072-334-1550